

7月から国民健康保険税の納付が始まります

問 国民健康保険課
☎ 840-8127

保険税の納期

保険税は年度(4月から翌年3月まで)ごとに計算し、8期に分けて納めます。それぞれの納期は次のとおりです。
※月末が土日祝祭日の場合は、金融機関などの翌営業日が納期限となります。

1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期
7月末	8月末	9月末	10月末	11月末	12月末	翌年1月末	翌年2月末

保険税軽減判定基準額

区分	令和4年度
7割軽減基準額	基礎控除額 43万円 + {10万円×(給与所得者等 ⁱ の数-1)}
5割軽減基準額	基礎控除額 43万円 + (28.5万円×加入者数 ⁱⁱ) + {10万円×(給与所得者等の数-1)}
2割軽減基準額	基礎控除額 43万円 + (52万円×加入者数) + {10万円×(給与所得者等の数-1)}

判定は、4月1日(年度途中の加入世帯はその加入日)時点の世帯の加入者数、65歳以上になっている人の公的年金所得からは、15万円を差し引いた額を用います。所得が0の場合でも加入者全員の所得申告が必要です。

ⁱ給与所得者等とは、給与所得者(給与収入が55万円を超える人)と公的年金などの支給を受ける人(65歳未満:公的年金等の収入が60万円を超える人、65歳以上:公的年金等の収入が110万円を超える人)を指します。
ⁱⁱ加入者数には、同じ世帯の中で国民健康保険から後期高齢者医療制度に移行した人も含まれます。

保険税の内訳

項目	説明	医療保険分	後期高齢者支援金分	介護保険分(対象:40~64歳)
所得割	各々の所得から43万円を控除した額に右の率を乗じて算出	8.0%	2.45%	1.95%
均等割	加入者数に右の額を乗じて算出 ※令和4年度から未就学児分は軽減があります	27,000円	8,300円	8,600円
平等割	一世帯の定額課税	22,000円	6,800円	4,700円
賦課限度額(保険税の上限) ※令和4年度一部改正		650,000円	200,000円	170,000円

一定程度収入が減少した被保険者へ

減免申請について

今般の新型コロナウイルス感染症の拡大を受け、感染症の影響により一定程度収入が減少した被保険者については、国民健康保険税の減免に該当する場合がありますので、国民健康保険課まで相談してください。
※新型コロナウイルス感染症の影響によらない事由により収入が減少した場合においても、従来の減免制度に該当する場合があります。

非自発的失業による軽減

リストラなどによる失業者は、離職した日の翌日から翌年度末までの期間、給与所得を30%で算定します。雇用保険受給資格証原本を提示の上、申請してください。
〈対象者〉平成21年3月31日以降に失業し、失業時点で65歳未満であって、雇用保険受給資格者証の離職理由欄に次の離職理由コードが記されている人
①雇用保険の特定受給資格者【離職理由コード:11、12、21、22、31、32】②雇用保険の特定理由離職者【離職理由コード:23、33、34】

納められないときは

ご相談ください

失業などのため納付が困難で保険税の支払いができないときは、滞納のままにせず、まずはご相談ください。滞納のままだと保険給付などのサービスが制限される場合があります。
※毎月第4日曜日(12月を除く)13時~17時、相談窓口を開設しています。

後期高齢者医療保険制度のお知らせ

問い合わせ 国民健康保険課 ☎ 840-8127

1 一定以上の所得のある人は医療費の窓口負担割合が変わります

令和4年10月1日から、後期高齢者医療の被保険者で、一定以上所得のある人は、現役並み所得者(窓口負担割合3割)を除き、医療費の窓口負担が2割になります。

現 9月30日まで		新 10月1日から	
現役並み所得者	3割負担	現役並み所得者	3割負担
一般所得者等 ※住民税非課税世帯の人は、原則1割負担	1割負担	一定以上所得のある人	2割負担
		一般所得者等 ※住民税非課税世帯の人は、原則1割負担	1割負担

・令和3年度中の所得をもとに、令和4年8月中旬頃から判定が可能になります。
・負担割合は、9月中に届く被保険者証でご確認ください。
・住民税非課税世帯の人は、1割負担となります。

被保険者とは、75歳以上の人(65歳~74歳で一定の障害の状況にあると広域連合から認定を受けた人を含みます。)現役並み所得者とは、課税所得145万円以上で、医療費の窓口負担割合が3割の人

2 窓口負担割合が2割となる人へ負担を抑える配慮措置があります

・令和7年9月30日までの3年間は、窓口負担割合引き上げに伴う外来医療の負担増加額の上限を1カ月あたり最大3,000円までに抑えます。※入院の医療費は対象外
・上限を超えて支払った金額は、高額療養費として、事前に登録している口座に、後日払い戻します。
・2割負担となる人で、高額療養費の口座が登録されていない人には、広域連合から申請書を郵送しますのでご確認ください。

【配慮措置が適用される場合の計算方法】

例 1カ月医療費全体額が50,000円の場合

これまでの負担(1割)・・・①	5,000円
これからの負担(2割)・・・②	10,000円
負担増・・・③(②-①)	5,000円
負担増加額の上限・・・④	3,000円
払い戻し・・・(③-④)	2,000円

2 令和4年度被保険者証が2回交付されます

令和4年度は窓口負担割合の見直しに伴い、被保険者証が2回交付されます。(保険料に未納がある人は窓口での切り替えとなります。)

	令和4年 8月から9月まで	令和4年 10月から
郵送時期	7月中	9月中
被保険者証の色	若草色	桃色

3 令和4年度納付通知書を7月に送付します

後期高齢者医療保険料の決定通知書、納付書は7月中旬に送付します。
※年金特別徴収の人には8月下旬に通知書を発送します。

詳細は保険証などに同封される「後期高齢者医療制度のごあんない(令和4年度版)」を確認してください。

